

2021年12月28日

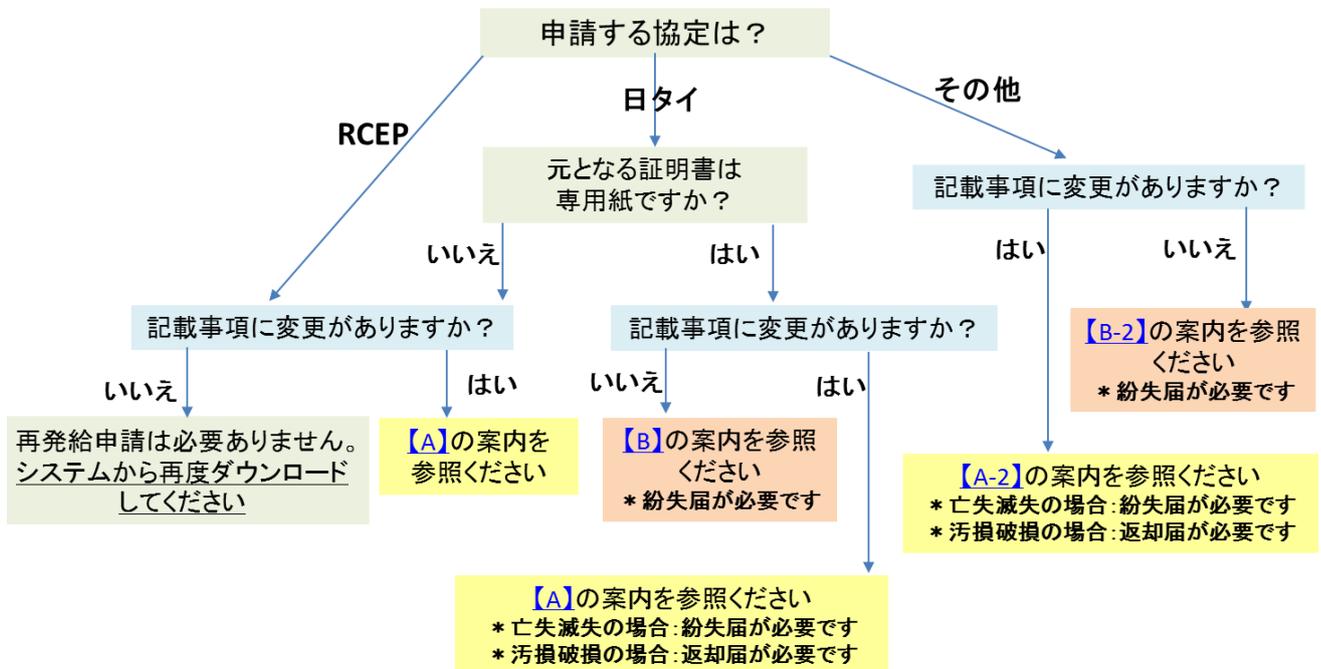
日本商工会議所 東京事務所

記載事項に変更が生じた／証明書を亡失・滅失した場合の手続きについて
(東京事務所からの案内)

当事務所における手続きについて、以下のとおりご案内します。手順及び参照先マニュアルをよくご確認のうえ、お手続きくださるようお願い申し上げます。

なお既にご案内の通り、2021年8月16日(月)の発給申請分より窓口交付は休止しております。

1. 再発給参照先マニュアル照会手順



2. マニュアル参照先

[【A】再発給の手続き\(記載内容の変更による再発給手続きについて\)](#)

[【B】再発給の手続き\(亡失・滅失による再発給手続きについて\)](#)

[【A-2】再発給の手続き\(記載内容の変更による再発給手続きについて\)](#)

[【B-2】再発給の手続き\(亡失・滅失による再発給手続きについて\)](#)

【本件問合せ先】

日本商工会議所 東京事務所

TEL : 03-6364-7771 (平日 9時30分~12時、13時~17時)